

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
2月24日
(金曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
救急病院の認定(医務課)	五
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	五
漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(漁政課)	五
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	六
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	六
道路の位置の指定(建築指導課)	六
公告	七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課)	七
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
公安委告示	九
技能検定員審査の実施	九
教習指導員審査の実施	一〇

山口県告示第七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基



づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年二月二十四日から同年三月十六日まで、山口県環境生活部環境政策課及び和木町住民サービス課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日本石油精製株式会社
住 所 東京都港区西新橋一丁目三番一―二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日本石油精製株式会社麻里布製油所
所 在 地 玖珂郡和木町和木六丁目一番一―号
- 三 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十一号の石油精製業の用に供する脱塩施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

		オイルセパレーター					第一廃水処理設備					第三廃水処理設備					脱塩水フィルター					脱塩水分離槽				
処理前		処理後		処理前			処理後		処理前			処理後		処理前			処理後		処理前			処理後				
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後			
"	"	"	"	七・八	"	"	"	"	八・八	"	"	"	七・五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	六・六 九	"	"	"	"	"	"	"	八・六 五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	三二	三七七	四二七	"	二、五五四	"	三五	"	七、四四三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
"	"	"	"	三九	五〇二	五七三	三、四三五	三、四三一	"	三八	"	一六、八〇六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	七四	"	八六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	八〇	"	九五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	二〇	"	六五	"	二二五	"	三六〇	"	二二五	"	三六〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	一〇	"	一〇〇	"	一、〇〇〇	"	三〇	"	三、〇〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	一五	"	二〇〇	"	二、〇〇〇	"	五〇	"	五、〇〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
一四、二六七	一三、六九六	一四、二六七	一三、六九六	一四、二六七	一、一六九	一、一三九	一、一六九	一、一三九	二、四六六	二、四四一	二、四六六	二、四四一	六五〇	六二五	六五〇	六二五	六五〇	六二五	六五〇	六二五	六五〇	六二五	六五〇			
"	"	"	"	一八、六四三	"	"	"	一、三四二	"	"	"	二、八〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			

No. 4 排 水 口		No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
"	"	"	"	"	"	"	"	通	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	"	"	"	"	"	"	"	常	
"	"	"	"	"	"	"	"	最	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
"	一・二	二・五	二・四	"	"	"	"	大	
"	一〇	"	一五	"	"	"	"	通	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	五	"	六・四	"	"	"	"	常	
"	一五	"	四〇	"	"	"	"	最	鉍 油 類 (mg/l)
"	一	"	二	"	"	"	"	大	
"	〇・三	一・二	一・一	"	"	"	"	通	窒 素 (mg/l)
"	〇・七	"	一・七	"	"	"	"	常	
"	〇・一	〇・二	"	"	"	"	"	最	燐 値 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	"	大	
一〇、一三三	一一、一七四	三三、一〇五	三五、八九八	二七、五五二	四一、八二六	五五、〇〇〇	三三、〇〇〇	通	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
一一、三三三	一二、一七〇	三八、四〇八	四一、六五六	三一、九二〇	五〇、三二二	六五、〇〇〇	三八、四〇〇	常	
								最	大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水二次処理施設				"			
処理後		処理前		処理後		"	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	二七	"	"	"	"	"	"
"	三四	"	"	"	"	"	"
"	一九	"	"	"	六九	"	"
"	二二	"	"	"	七五	"	"
"	五	"	"	"	一五	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
一三、六九六	一四、二六七	一三、六九六	一四、二六七	一三、六九六	一四、二六七	一三、六九六	一三、六九六
"	"	"	"	"	"	"	"

山口県告示第七十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十八年二月二十四日

名称	美祢市立病院	所在地	美祢市大嶺町東分三三三の一
認定が効力を有する期限	平成二一、二、八		

山口県知事 二井 関成

山口県告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年二月二十四日

市町村名	阿東町	施行地区	赤迫地区	事業の種類	ため池の整備
山口県知事	二井 関成	同意年月日	平成一八、二、一七		

山口県知事 二井 関成

山口県告示第八十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百二十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十四年山口県告示第六十七号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十八年二月十一日限り消滅した。

平成十八年二月二十四日

加入区	由宇加入区	山口県知事	二井 関成
-----	-------	-------	-------

山口県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
平成十八年二月二十四日
山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 萩篠生線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
	新	旧			
萩市大字吉部下字平床八〇一の一地 先から 同市同大字若敷七二二の四地先まで	最狭 三〇・二	最狭 一八・四	三六〇・〇	三六〇・〇	

道路の種類 県道
路線名 萩三隅線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
	新	旧			
萩市三見字下内免三五〇一の一地先 から 同市三見同字三五二二の二地先まで	最狭 二一・七	最狭 二二・二	一九・七	一九・七	

道路の種類 県道
路線名 藤生停車場錦帯橋線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
	新	旧			
岩国市南岩国町五丁目一一二の一地 先から 同市南岩国町四丁目一五三四の一地 先まで	最狭 三三・〇	最狭 三八・〇	一、〇四二・三	一、〇四二・三	一般国道一八八号の道路の区域(重用)

その関係図面は、周南土木建築事務所に備えて縦覧に供する。
平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市清瀬町四丁目三六五の八の二部三六五の一〇、三六五の一三、三八六の四及び三六五の二地先	幅 (メートル) 四・〇～六・〇	延 (メートル) 一九・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 九〇・五〇
---	------------------------	---------------------	------------------------------------



(一一二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十一日山口県公告(五四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ西宇部

所在地 宇部市大字際波一三二二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十一日山口県公告(五四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祿市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祿市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ美祿

所在地 美祿市大嶺町東分三四六九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十一日山口県公告(五四八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパークおのだ

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十四日山口県公告(五五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン岩国
所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十四日山口県公告(五五七)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ柳井
所在地 柳井市柳井四六八七の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一一七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十四日山口県公告(五五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ新南陽
所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一一八) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の二の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容	施行地区	事業の種類
市町村名	楠(国近)地区	かんがい排水
宇部市	楠(矢矯)地区	"
"	楠地区	ほ場の整備
"	狼地区	暗きよ排水
山陽小野田市		ため池の整備
二 縦覧の期間		
平成十八年二月二十七日から同年三月二十日まで		
三 縦覧の場所		
山口県農林部農村整備課		

(一一九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年二月二十四日

山口県知事 二井 閑 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市柳井字和田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳井市南町七丁目一三番九号
有限会社サックス

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
周南市大字夜市字嶋ノ町、字大坪及び字原
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市清水町二番二六号
有限会社やじタウン



山口県公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年二月二十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十八年三月二十七日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十八年三月十日（金曜日）から同月十七日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することが出来る運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七七一―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年三月二十八日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年三月十日（金曜日）から同月十七日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
審査細目	減ずる額

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能

四千七百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

八百五十円

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

三百円

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

二千八百五十円

備考

大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七七一―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年二月二十四日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大自二）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年三月二十九日（水曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年三月十日（金曜日）から同月十七日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千一百円

備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一・二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年三月三十日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年三月十日(金曜日)から同月十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千一百円

平成十八年二月二十四日印刷
平成十八年二月二十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円
備考 大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減ずるものとする。	